

広島県告示第三百十号

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）第二十七条第三項の規定によつて、次のとおり障害者就業・生活支援センターの事務所の所在地を変更した旨の届出があつた。

平成三十一年四月四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名称	変更事項	内 容		変更年月日
医療法人ハートフル	事務所の所在地	新 廿日市市串戸五丁目三番四五号	旧 廿日市市串戸五丁目一番三七号	平成三十一年四月一日